



## ひとり親家庭等医療費助成制度

対離婚・未婚・死別等によりひとり親家庭等となった世帯の親及び養育者と子(18歳到達の年度末まで。中度以上の障害の場合は20歳未満)  
 備申請日から適用。6年1月からは4年中の所得で判定します。該当する方は12月28日までに申請してください。

問総合支所子ども家庭支援課(世田谷☎5432-2311 FAX5432-3034、北沢☎6804-7526 FAX6804-9044、玉川☎3702-1792 FAX3702-1336、砧☎3482-1344 FAX6277-9721、烏山☎3326-9864 FAX3308-3036)



## 「緊急時バックアップセンター」をご活用ください

障害のある方のご家族等が、急病や事故等によりご本人の介護や支援ができなくなった場合など、緊急時の相談に対応する「緊急時バックアップセンター」を1月から開設します。

### ●利用登録できる方

区内にお住まいの方または区内で障害福祉サービスを利用している方で、次のいずれかに該当する方

- ①65歳未満の障害者
- ②障害福祉サービス受給者証を所持している方

### ●利用までの流れ

#### ①利用登録

お住まいの地域の総合支所保健福祉課に登録申請書をご提出ください。登録申請書の受付は、1月4日からです。

#### ②緊急時の相談

相談内容をお聞きし、障害のある方とご家族等の状況や相談内容の緊急性に応じて、一時的な障害者短期入所施設をご案内するなど、当面の生活をコーディネートします。施設利用が難しい場合は、ご自宅で過ごすための介護ヘルパー派遣や障害福祉サービスの調整等を行います。

問障害施策推進課 ☎5432-2385 FAX5432-3021 区HPQ 199214



## 産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

国民年金第1号被保険者の方が出産されると、届出をすることで保険料が免除され、納付済期間とみなされます。経済的な理由等で既に他の免除を受けている場合も届出できます。出産予定月の6か月前から届出ができ、届出期限はありません。

対国民年金第1号被保険者の平成31年4月以降の保険料

免除期間/出産予定日(出産日)が属する月の前月から4か月間。多胎妊娠の場合は、出産予定日(出産日)が属する月の3か月前から6か月間(妊娠85日以上の死産、流産、早産を含む)

届出方法/国保・年金課国民年金係へ郵送または直接届出。①本人確認書類②基礎年金番号または個人番号がわかる書類③母子健康手帳が必要(郵送の場合は①②③の写しを同封)。\*申請書は日本年金機構のホームページ(後記二次元コード)からダウンロードまたは区から送付可。

備詳しくは、区HPQ 138419 または日本年金機構のホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。



問世田谷年金事務所☎6844-3871(自動音声案内に沿って「2」→「2」と押してください)、国保・年金課国民年金係☎5432-2356 FAX5432-3051



## 青少年・青少年関係者表彰の受賞者が決定しました

区では、ほかの模範と認められる行いをした青少年や青少年団体、また、日頃から青少年の健全育成に尽力され、その功績が顕著な方を表彰しています。今年度は、次の方々に決定しました(敬称略・順不同)。  
 \*ご了承いただいた方のみ掲載しています。

青少年表彰 (個人)11人 (団体)4団体	(個人)村松位紡、樋口朋花、進導幸太郎、齋藤小春、日高皓斗、吉田光ノ丞、窪山朝己、廣川雄大、荘司友基、後藤優里 (団体)深沢中学校 茶道部、世田谷伝統芸能に親しむ会、産業能率大学経営学部 中村ゼミ、学校法人小山学園 専門学校東京工科自動車大学校 世田谷校
青少年育成功労者 31人	富澤美智代、堀江鉄弘、加藤さよ子、松井トミ子、二村比佐子、菊池美津子、國島桂子、齋藤まなみ、河上友美、篠崎弘美、加藤佳子、坂ますみ、榎本敦子、高橋智恵子、三橋美也子、阿部平四郎、山本芳正、前野尋美、鈴木利幸、武田郁子、橋本珠子、大須賀浩、櫻井信広、飯島進、高田敦子、小野英津、阪田祐治、高野橋真弓、青木昭文
東京都表彰青少年 健全育成功労者 3人	石川由喜夫、志村春次、金子勝治
模範青少年団体 1団体	深沢中学校 茶道部
東京都青少年育成協力者 4人	辰巳知勝、竹内悦子、岩田玲子、清松せつ子

問子ども・若者支援課 ☎5432-2585 FAX5432-3050



## 高齢者への虐待を防ぎましょう

### ●まずは相談してください

高齢者に対する右記のような行為は、高齢者虐待になります。

「こうした行為を受けている、または受けている疑いがある」「こうした行為をしてしまっているかも」というときは一人で悩まず、お住まいの地域の総合支所保健福祉課やあんしんすこやかセンターにご相談ください。

### ●介護負担を減らしましょう

介護の疲れが、高齢者虐待の原因となる場合もあります。一人で悩まず、ケアマネジャーやあんしんすこやかセンター等に気軽にご相談ください。高齢者ご本人やご家族の状況に応じ、介護負担軽減のお手伝いをします。

相談先/総合支所保健福祉課(世田谷☎5432-2854 FAX5432-3049、北沢☎6804-8701 FAX6804-8813、玉川☎3702-1894 FAX5707-2661、砧☎3482-8193 FAX3482-1796、烏山☎3326-6136 FAX3326-6154)、あんしんすこやかセンター

問高齢福祉課 ☎5432-2412 FAX5432-3085



## せたがやとともにだち市町村の果物を使ったお菓子「せたとも」を販売しています

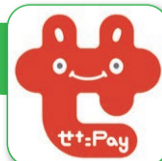
社会就労センターパイ焼き窯が製造する「せたとも」を、福祉ショップフェリーチェ等で販売しています。

備詳しくは、区HPQ 182525 をご覧ください。担当=区民健康村・ふるさと・交流推進課



世田谷区産夏みかん、川場村産ブルーベリーを使った、しっとりとした食感が特徴の焼き菓子▶

問社会就労センターパイ焼き窯 ☎3702-0459 FAX3702-0439



## 「せたがやPay」で最大1万円分ポイント還元「年末ポイントアップ」キャンペーン実施中

継続的な物価上昇に対する消費喚起・売上向上支援を目的に「せたがやPay」を活用した「年末ポイントアップ」キャンペーンを実施します。(実施：世田谷区商店街振興組合連合会)

実施期間 12月1日(金)~31日(日) \*予算上限に達し次第、事前予告なしに早期に終了する場合があります。

キャンペーン内容 決済額の最大10%分のポイントを還元

ポイント付与上限額 期間中1人あたり1万ポイント

\*店舗によって還元率が異なります。\*チャージ額(コイン)を使用して決済した場合に付与されます。\*1ポイント=1円分相当です。\*付与されたポイントの有効期限は付与日から6か月後の月末です。

備利用方法や対象店舗、店舗ごとの還元率等詳しくは、せたがやPayアプリや公式サイト(HP <https://setagayapay.com/>)をご覧ください。

せたがやPay公式サイト(アプリのダウンロードもこちらから)▶



問せたがやPay事務局(世田谷区商店街振興組合連合会)☎050-3647-3205(平日午前10時~午後5時) contact@setagayapay.com、商業課☎3411-6667 FAX3411-6635